

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和元年度第1回）

○日 時	令和元年7月8日（月） 午後6時31分～午後8時27分
○場 所	武蔵野市役所 東棟8階 802会議室
○出席委員	松田会長、見城副会長、加藤委員、平野委員、後藤真澄委員 鬼頭委員、古田委員、藤平委員、川田委員、大沢委員、河合委員、 堀内委員、福地委員、狩野委員、秋山委員
○事務局	子ども家庭部長、教育部長 ほか

1 開 会

※事項紹介及び配布資料の確認省略

2 議 事

(1) 第四次子どもプラン武蔵野の実績評価について

【会長】

まず、(1)「第四次子どもプラン武蔵野の実績評価について」に入りたいと思います。

では、事務局よりご説明をお願いいたします。

【子ども政策課長】

資料1をご覧ください。「第四次子どもプラン武蔵野の実績評価」でございます。

(1)「基本目標についての実績と評価」について、第五次子どもプラン武蔵野（以下、第五次子どもプランという。）には、武蔵野市第六期長期計画（以下、第六期長期計画という。）討議要綱の別冊資料である『第五期長期計画』及び『第五期長期計画・調整計画』の実績と評価」をベースに第四次子どもプラン武蔵野（以下、第四次子どもプランという。）の実績評価を記載いたします。

続きまして、(2)「子育て支援サービスの実績値」でございます。まず、第四次子どもプランでは、毎年度こちらを評価点検するとなっておりまして、平成25年度の実施事業量に対する平成31年度の目標事業量を設定し、これに対して毎年度評価点検をしております。そして、今回は平成30年度の実施事業量について記載させていただいたものでございます。

裏面、2ページをご覧ください。数値につきましては、30年度の実施事業量ということで記載しているとおりですけれども、一番下の※、『1. 教育提供事業』について、平成30年度実績事業量（定員数）が、平成31年度目標事業量を上回っているものの、目標に合わせて減少させていくことを意味しているわけではない。実際の利用実績が、その年度の需要であるため、次期計画において、実態に合った目標事業量に見直す必要がある」と記載させていただいております。

続きまして、(3)「評価指標についてのアンケート結果」について、この評価指標も、第四次子どもプランのほうに5年に1回点検評価すると記載しております。色つきの部分は、この第四次子どもプランで目標未達成となっているものでございます。

25年度のアンケート結果がありまして、それに対して目標が25年度比で減少なのか増加なのかを記載してございます。そして、中間年の平成28年度にもアンケートを実施しておりまして、そちらの結果も記載しております。例えば、2ページの一番下の「市の子育て環境や支援への満足度」は、目標が「増加」で未達成なんですけれども、30年度のアンケート結果は28年度よりも増加しているという結果になっております。

3ページをご覧ください。同じように、1「子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援」の2つ目「病気やけがで通常の保育サービスを受けることができなかったことのある人の割合」で、目標が「減少」となっておりまして、28年度、30年度ともに目標達成ができていないのですけれども、28年度よりは改善、減少してございます。

4「子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備」の中の「仕事と子育てを両立しているが、働くことに配偶者や家族、職場の理解が得られていないと答えた人の割合」のところも同じような結果となっております。

今回お示した評価指標は、アンケート結果から目標達成できたものとできないものがあるんですけれども、これは必ずしも今後の施策の効果をあらわすものにはならないために、次の第五次子どもプランの結果評価の指標につきましては、改めて事務局で検討したいと考えております。

なお、平成30年度の事業実績につきましては、次回の協議会において、第四次子どもプラン武蔵野の平成30年度施策実施状況報告書の冊子としてつくらせていただきまして、その形で施策の実施内容も含めご報告をいたします。その際に、以前、協議会の皆様より、毎年の報告書の分量が多過ぎるので、要点のわかりやすいものに簡素化できないかというご意見をいただいておりますので、平成30年度の施策実施状況報告につきましては、重点的取り組みを中心に、より簡素なものとしてご報告させていただければと考えております。

**【会長】**

今ご説明いただきました「第四次子どもプラン武蔵野の実績評価」につきまして、何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【委員】**

「子育て支援サービスの実績値」の学童の定員数について、高学年が平成 31 年度 320 人とあるんですけれども、これは特別支援のお子様だけの人数ということでしょうか。それとも、全部合わせて 320 人高学年を受け入れる目標を立てていらっしゃるのでしょうか。

**【児童青少年課長】**

こちらは特別支援の方も含めての数で 320 名でございます。

**【会長】**

ということは、特別支援のみ的人数ではなくて、それも含めた、とりあえず 31 年度の人数だということご説明かと思えますけれども、よろしいですか。

**【子ども家庭部長】**

目標を立てた 5 年前のときには、5 年後には学童クラブを高学年までやって、320 人という目標を立てましたが、現段階で、まだ 3 年生までのところで待機児童を出さないことのほうが最優先ですので、実際には障害児の方以外のところは目標が達成できていないということです。あそべえと連携事業の中でやっていこうという形ですので、そのようにご理解いただければと思います。

**【会長】**

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどもご説明ございましたけれども、また全体の中でもう一度ご議論いただくこともあると思いますので、議事は次へ移らせていただきたいと思います。

(2) 第五次子どもプラン武蔵野 計画の基本理念について

**【会長】**

続きまして (2) 「第五次子どもプラン武蔵野 計画の基本理念について」に移りたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

**【子ども政策課長】**

資料 2 をご覧ください。「第五次子どもプラン武蔵野 計画の基本理念」でございます。こちらは、

皆様からの貴重なご意見をいただきながら、前回の協議会でも議論をして固めてきたところですが、その後変更になった箇所を1点だけ説明させていただきます。

④「子どもの『生きる力』を育む」の2段落目の2行目。今までは、「他者と協働しながら課題を解決をしていく力が身につくよう」となっていましたので、これを日本語を整理しまして、こちらの資料のとおり「力を身に付けられるよう」と変更させていただきました。なおかつ、「身につくよう」の「つ」が平仮名だったので、委員の方々からご指摘いただきまして、このように漢字に修正させていただきました。

#### 【会長】

少しご議論いただいた内容でございましたけれども、今のご説明に対しまして、何かご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

前回の議論を受けて少し修正をしていたところかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、まだ少し言葉としては議論があったところもあるかとは思いますが、現在こういう形で基本理念のほうは修正して進めてくださっているということで、ひとまず次の議題へ移らせていただければと思います。

(3) 第五次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）について

(4) 武蔵野市第六期長期計画 計画案の「子ども・教育分野」についての意見交換

#### 【会長】

では、議事の（3）「第五次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）について」と、（4）「武蔵野市第六期長期計画 計画案の『子ども・教育分野』についての意見交換」について、事務局より一括してご説明いただければと思います。

#### 【子ども政策課長】

まず、資料3と4をご覧ください。資料4の第六期長期計画の計画案の議論に入る前に、資料3「第五次子どもプラン武蔵野 施策体系図（案）」について簡単にご説明させていただきたいと思えます。

資料4の32ページから39ページの本日メインにご議論いただくところは、資料3の施策の体系図と基本的にリンクしてございます。ですので、第六期長期計画の計画案で言いますと、例えば、32ページに「(2) 子ども・教育の分野の基本施策1 「子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり」

とあるように、基本施策1～5は第五次子どもプランと一致させております。また、資料3に(1)、(2)、(3)とありますが、基本的にはこちらも第六期長期計画と同じタイトルでリンクさせております。

唯一違うのが、資料3の下の※にも書いてありますが、網掛け部分になっているところは、第六期長期計画の子ども・教育分野には記載がないので、第五次子どもプランでこれを加える予定になっております。基本的には第六期長期計画と完全一致なのですが、それにはないものは子どもプランに追加して記載するというつくりとなっております。この網掛け部分に関しましては、事務局のほうでもまだ練っているところですので、まだ完全に固まっていないところではございますが、一応このような形で進めさせていただきました。ですので、今回、第六期長期計画の計画案についてご議論いただくことは、イコール第五次子どもプランのご議論となりますので、ぜひ貴重なご意見をいただきたいと思っております。

引き続きまして、資料4、第六期長期計画の計画案について説明させていただきたいと思っております。32ページをご覧ください。

私のほうで書いてある内容をかいつまんで説明させていただきたいと思っております。

まず、大きい番号で言うと8施策の体系になります。その(2)子ども・教育の分野となっております。子ども・教育分野の前文、「この分野の施策は」から「育むことを目的とする」は、基本的に第五次子どもプランの基本理念とリンクさせております。2段落目、「子どもたちが」から「推進していく」が、この後に書かれている5つの基本施策を頭出ししているという書き方になってございます。

では、順番に基本施策1から簡単に説明させていただきたいと思っております。

基本施策1「子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり」。

(1)「子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備」でございます。妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備するとなっております。また、関係部署による機能連携の評価・検証を行い、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行うとなっております。

(2)「それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援」でございます。子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されないことがないよう、関係部署及び関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行う。ひとり親家庭については、引き続き経済的支援、また就業支援、そして日常生活支援等を行うとなっております。

(3)「児童虐待の未然防止と対応力の強化」でございます。児童虐待・養育困難家庭に対する支援については、多機関での連携を強化し、児童虐待を未然防止する啓発活動や対応力の強化を図るとな

てございます。

基本施策2「安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援」でございます。

(1)「多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化」でございます。利用者支援事業を武蔵境地区でも新たに実施し、市内3駅圏ごとの連携を強化するとともに、子育て支援アドバイザーを活用した市全体のネットワークづくりを進めるとなっております。

続きまして、34 ページ、(2)「希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上」でございます。必要な地域における適切な規模の保育施設の整備、既存施設の活用、病児・病後児保育の充実、巡回支援や指導検査の強化、保育の質の確保・向上を図るとなっております。

(3)「地域子ども館事業の充実」でございます。地域子ども館あそべえについては、夏季休業期間の高学年用開放教室の確保の検討、学童クラブについては、学校敷地内及び隣接地での整備、4年生以上の受け入れは学校長期休業中の一時育成事業についての検討を進めるとなっております。

(4)「子どもの医療費助成の拡充」でございます。乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を引き続き実施する。18歳までの子どもの医療費については、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指すとなっております。

(5)「子ども・子育て支援施設のあり方検討」でございます。市立保育園については、その役割とあり方の検討を進める。桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。各子育て支援施設については、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進めるとなっております。

基本施策3「子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実」でございます。

(1)「まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進」でございます。「子ども・子育て応援券」の配布や、子育てひろばネットワークなど、まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業を、分野の枠を越えて推進するとなっております。

(2)「保育人材等の確保と育成」。保育人材の確保については、潜在保育士の活用や、学童施設での人材確保、児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談員の育成を進めるとなっております。

続きまして 36 ページ、(3)「子ども・子育てを支える地域の担い手の育成」でございます。地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援、青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実するとともに、地域団体等との関係づくりを通じて次世代の担い手を育成するとなっております。

基本施策4「子どもの『生きる力』を育む」でございます。

(1)「『生きる力』を育む幼児教育の振興」でございます。保育者の資質・専門性の向上、私立幼稚園への支援を行うとなっております。

(2)「青少年健全育成事業の充実」です。体験活動を大切にすることの実施及び充実。生活、学習、就労等の支援の充実、青少年の居場所の検討について記載がございます。

(3)「すべての学びの基盤となる資質・能力の育成」でございます。言語能力、情報活用能力などの資質・能力を育成する取り組みの推進、ICT機器の活用拡大、英語を使いこなす基礎を養うための教育の充実などが記載されてございます。

(4)「多様性を認め合い市民性を育む教育」です。学習の中で多様な人とふれあう機会の充実を図る。シチズンシップ教育として教育課程に武蔵野市民科を位置づけ、関連が深いセカンドスクール等長期宿泊体験活動について、より効果的なあり方を検討するとなっております。

(5)「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」でございます。こちらは連続性のある多様な学びの場の用意、相互の交流及び共同学習の推進、情報発信や学校、教員に対する支援の強化、特別支援教育の運営体制の強化、障害種別ごとの特別支援学級のあり方の検討、特別支援学級における小中連携の推進、児童発達支援センターと教育委員会や学校との連携の強化により、就学前後での切れ目ない支援を行う体制の構築が記載されてございます。

(6)「不登校対策の推進と教育相談の充実」でございます。スクールソーシャルワーカーや登校支援員の配置の拡充、チャレンジルームの拡充やフリースクールとの連携強化、教育支援センターの相談支援体制の強化の記載がございます。

基本施策5「教育環境の充実と学校施設の整備」でございます。

(1)「教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求」でございます。教員の多忙化については、市講師の配置、副校長等事務補助の配置拡大等を行う。部活動については、部活動指導員の配置拡大や、合同部活動のモデル実施、地域スポーツクラブ化、地域の生涯学習事業としての実施に向けた研究などを行うとなっております。

(2)「質の高い教育を維持するための人材の確保と育成」。市区町村における指導力の高い教員の確保のための取り組み、教育アドバイザーによる研修・指導等の充実、市講師の効果的な配置、市の教育の魅力の積極的な発信などの記載がございます。

(3)「学校と地域との協働体制の充実」。開かれた学校づくり協議会を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討する。地域コーディネーターやPTA等の負担を軽減し、地域と学校が目標を共有して連携・協働する体制の検討を行うとなっております。

最後、(4)「学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保」でございます。学校施設整備基本計画（仮称）に基づいた学校の改築、計画的な予防保全、外的要因に対する適切な対応、新桜堤調理場の改築、学校改築に合わせた小学校の自校調理施設の整備を進めるとなっております。

**【子ども家庭部長】**

1点だけ補足させてください。資料3の第五次子どもプランの施策体系図については、今回は20年に一度の、長期計画と子どもプランが一緒のスタートの年になりますので、完全一致させたいと考えております。ただ、子どもプランの施策体系図の網掛けの部分については、第六期長期計画のほうには記載がないと説明をしましたが、第六期長期計画のほうの子ども・教育の部分には記載がないということで、健康・福祉分野や平和・文化・市民生活の分野に記載があるものを子どもプランに載せますということで、そのような形で施策体系図をつくります。

本日いただいた大きな方向性についてのご意見は、第六期長期計画の計画案をそのまま第五次子どもプランに持っていきます。本日ご意見をいただかないと、第五次子どもプランの大きな方向性が固まってしまうということになりますので、ぜひご意見をいただければと思います。

**【会長】**

今、第五次子どもプランと第六期長期計画の関係、あるいは第六期長期計画の中での具体的な基本施策についてご説明いただきました。まず、第五次子どもプランと第六期長期計画の関係ということにしまして、何かご確認をされたいとか、ご質問事項はございますか。

**【委員】**

今ご説明いただいた網掛けの部分で確認ですけれども、第六期長期計画に入っている全ての施策の中で、子どもプランに関係するものは全て反映したんですか。それとも、一部抜粋したんですか。

**【子ども家庭部長】**

考え方としては全て反映しております。

**【委員】**

であれば、説明も可能だと思いますし、いいかなと思いました。

**【会長】**

ほかはいかがですか。

**【委員】**

基本施策4「子どもの『生きる力』を育む」の中の網掛けの「子どもの体験・社会学習の充実」という表現と中身について、ちょっと疑問を感じたので、意見を述べさせていただきます。

「社会学習」という表現がどうなのかなと、ちょっと気になりました。男女共同参画共生社会学習なんていうのがよく使われると思うんですけれども、この中には何を入れようとなさっているのかなといろいろと考えてみました。例えば、青少年健全育成事業のところにも、また、市民性を育む教育のところにかかわるものも入ってくると思うんですけれども、ご存じのように、今、新学習指導要領の移行期



間になっていて、学校教育での学び方で、主体的、対話的で深い学びの視点からの学習過程・プロセスの質的改善というのが言われていると思いますけれども、それらが入るんだったら、例えば、時代を担う力を育む学校教育での体験活動の充実とか、または、もっと広い意味だったら、子どもの体験活動の充実という表現のほうがいいのかなど、ちょっと半信半疑ではあるんですけども、疑問に思いましたので、意見を述べさせていただきます。

**【会長】**

大変貴重な、重要なお指摘をいただいているところですけども、内容に入る前に、私のほうが事務局にもう一回だけ確認させてください。この施策体系図の網掛け部分は、第六期長期計画の中のどこかに入っているもので、本日検討する内容というのは、そのことも含めて、今のよう形で議論していいのか。あるいは、網掛け部分を除いたところで今ご説明いただきましたので、その部分をまず検討させていただいて、網掛け部分等の内容については、また本日以降に何か機会があると考えたほうがいいのか。そのあたりを教えていただいてよろしいですか。

**【子ども政策課長】**

基本的には網掛け以外の部分を本日重点的にご議論いただいて、網掛けの部分につきましては、まだ検討途中の部分もありますので、それはまた次回以降ご議論いただければと思います。

**【会長】**

そういう意味では、この施策体系図の内容として網掛けも含めて事項が挙げられていますが、本日は第六期長期計画ということで、網掛け以外のところをご説明いただいたところでございますので、今の社会学習の充実等につきましてのご議論は承っておいて、その内容の議論をさせていただくときに改めてご検討いただくということでよろしいですか。

**【委員】**

はい。

**【会長】**

では、この体系図と第六期長期計画の関係ということについては、ひとまずご意見、ご質問がないようでございますので、早速 32 ページからの内容について少し踏み込んでご検討いただければと思います。

大きく基本施策が5つございますので、絞ってというやり方もあるかと思うんですけども、見ていただいて、まずご関心の高いところ、あるいはご意見の出やすいところからご意見をいただいたほうがいいのかなど思いましたので、委員の皆様方から、どこということはなく、まずお気づきになられたところから少しご質問、ご意見をいただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

#### 【委員】

基本施策2の(2)「希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上」についてです。現状、待機児童が減っているとはいえ、まだ全ての希望者が入っていない状況ですので、待機児童対策については、全ての希望者が希望する保育施設に入所できるようにしてほしい。「地域ごとの保育ニーズを把握」とあるんですけども、利用者数、機会、何時までなのか、土曜日は要るのかとか、そういうことも把握していただきたいと思っております。

また、病児保育についても記載があるのですが、先ほどの資料1の3ページにあったと思うんですけども、「病気やけがで通常の保育サービスを受けることができなかつたことのある人の割合」が減っていない、増えている。ということは、やはり病児保育が足りていないということだと思えます。この4月に病児保育が増えたことは承知しているんですけども、まだまだパーセンテージが低くて、保育所に通う児童数の0.5%未満ぐらいしかないんじゃないかと思っています。

あと、利便性の向上についても、全ての希望者が利用できるようにすることと、利便性の確保及び充実のための方法を検討していただきたい。ほかの自治体の実施例も参考にしながら検討していただきたいと思っています。朝電話するのは結構厳しかったり、朝になって電話して会社に行けるかどうかかわからないというのは、仕方がないところもあるのかもしれませんが、もうちょっと使い勝手も考えていただきたいですし、現状、地域も結構偏っていて、なかなか使えなかつたりもするので、ほかの自治体ではどうしているのかをちゃんと調査していただいて検討していただきたいと思っています。

あと、既存施設向けの実務研修や新規保育所における何とかと書いてあるんですけども、保育の質の確保・向上だけでなく、安定も図ってもらいたいと思っています。この前、認証保育所が1つ閉鎖してしまったということがありましたので、安定的にやっていただかないと、せっかく入っていたのにまた保活しなきゃいけないとか、復帰したけれども、どこにも入るところがなくて、どうしようみたいなことになるので、そういうことも大事だと思います。そこについてもちゃんと検討していただきたいと思っています。

#### 【子ども家庭部長】

保育園は、希望する保育施設にということで、前回の第五期長期計画・調整計画よりも踏み込んだ形の記載になっているかと思っております。

病児保育については第六期長期計画の策定委員会でも議論をされておまして、足りているか足りていないかというよりは、どちらかという使い勝手の話でご意見をいただいておりますので、ここで利便性の向上とも書きましたので、しっかりこの第六期長期計画を受けて課として検討していきたいと思

います。

経営の安定化は、確かにそのとおりで、ここには保育の質の維持・向上としか書いておりませんので、経営の話につきましては、それも含めて子どもプランのほうに記載する方向で考えたいと思います。

#### 【委員】

ちょうど今お話があったところで一回整理をさせていただきたい。

国の子ども会議でも、結局子どものことを考えると、働き方のこととリンクしている。今、委員から、病気の子どもの対応の利便性を上げるというお話をいただいて、本当に保護者の方は苦勞されている。一番いいのは、病気のとときにちゃんと見てあげられる方が家族にもいるということで、昔は保育所がすごく狭い時間帯であったので、それを理由に帰れたけれども、今はどんどん使いやすくなってきている。家庭の子どもたちをどうするんだというのがあって、それは働き方改革が一方であるわけなので、そちらでも頑張ってもらいたいということはあるんですけど、国の会議では、それは言わないでくれ、ここはその範囲ではない、子どもだけを語る場なんだ、働き方は違うところで行っているということですが、市内では、そこはどのようなふうに哲学として考える場所があるのでしょうか。それをまず教えていただければと思います。

#### 【子ども家庭部長】

非常に難しい課題でして、哲学としてどこでそれを語るかということ、語るべきポジションというのは明確にはなっておりません。もちろん、理事者なりの思いや考え方というのがありますので、その中で、例えば延長保育をどこまでやるかとか、どこまで保育のサービスを拡大していくかというのは、一概にこの場でここで検討していますとはなかなか言いづらいところもあるんですけども、今回、子どもプランの理念として、子どもの最善の利益をしっかりとうたいましたので、その理念に合う形で施策体系をつくっていかなくてはいけないということが我々のミッションかと思っております。

#### 【委員】

保護者にとっての利便性は当然必要だと思うけれども、子どもの最善の利益ということが、働き方のほうでも、働きやすくなる。ワーク・ライフ・バランスと言うけれど、ライフが土台で、その上に仕事に乗っているわけで、仕事と自分の人生をはかりにかけながら生きるという考え方では決してないと思う。豊かな人生をみんなが送れて、その中には子育てもあるし、仕事もあるし、家庭もある。どれも充実できるようにするためのベストバランスはどこにあるんだということ、この会議では子どもを中心に、皆さんで、行政のほうでも、あるいは政治のほうでも考えていただけたらありがたいと思います。

それが1点ですが、具体のところ次へ行ってよろしいでしょうか。

今、無償化がいよいよ始まることになった。新制度が始まり、無償化は幼児教育と保育ということで、

今、多様な幼児教育施設や保育施設を包括した動き方をしています。そういう時代になったときに、例えば、基本施策2の(2)「希望する保育施設に～」のところの書きぶりで、今、多様にあつて、認可しか保育じゃないわけじゃない。一方で、多様にマッチングさせていくことも必要だ。もちろんそこに入りたい子が入れないというのは改善をすべきだということはあるとしても、いろんな施設が実際にはあるわけで、考え方としてはその範囲も少し広がってくるのかなというのが1点です。

それから、保育施設等の推進と保育の質の向上を合わせてしまっているのも、それは分けて考えてもいい。36ページの基本施策4の(1)には幼児教育の振興施策をつくってくださっているんだけど、ここは保育も見ているんですね。だって、保育園も幼稚園も書いてあるから。これと、さっきの34ページとの整理はしてもいいかなと思っている。

そうすると、34ページの(2)の保育アドバイザーについて、今、文科省は幼児教育アドバイザーを努力義務にしている、今後、保幼小連携をどう考えるのかということも話題としては出てくる。来年どう具体化するという話では決していないわけですから、この先10年を見越していくと、そういう市区町村、都道府県の例は出てきていますから、その辺に少し足がかりをつけておくのも1点あるかなと思います。

そういった意味で、現実には、今、保育園の先生と幼稚園の先生の合同研修ができないかということはいろいろ皆さんで知恵を絞っていただいているんだけど、どうしても勤務時間が違うので、幼児教育アドバイザーが回ることによって、そこから人間関係のつながりをつけていったり、どんな研修が今後可能なかということ、現場レベルで回りながら、次の時代に向けての下準備をしていくというやり方があるのではないかということ提案をさせていただこうと思います。

**【副会長】**

事務局、何かございますか。

**【子ども家庭部長】**

保育の施設整備と保育の質は、今、第六期長期計画長計の文章量をなるべく少なくしなければいけないという縛りの中で合わせたというのが1点と、やはり保育施設をつくればいいというものじゃないでしょう、質も守ってくださいと。もちろんそうだと思うので、ここはあえて一緒に書いておきまして、そのほかに、幼児教育は特出しでスポットを当てて後ろに書いたというふうにご理解いただければと思います。

ただし、第五子どもプランの中では、しっかりと保育の質と幼児教育の話をわかりやすく別々に書く方法はあるかなと思いますので、本日の委員のご意見を受けて、考えたいと思います。また、幼児教育アドバイザーのほうも、言葉として盛り込めるかどうか、内部でしっかり検討したいと思います。

**【委員】**

保育所の保育の質が、幼児教育にも保育にも出てくるのですが、今や無償化として網が全部にかかっているのです、その辺のバランスは見ていただければと思います。

**【副会長】**

ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

**【委員】**

34 ページの「地域子ども館事業の充実」のところですか。今現在、全部の小学校に地域子ども館あそべえと学童クラブが併設してあると思います。小学校が 12 校あるので、12 学童クラブとあそべえかなと思ったところ、資料 1 でも 15 カ所ということで数が増えている。どこに増えているのか。

そして、今後、待機児童を出さないように学校敷地内及び隣接地での整備を行うということで、実際に学校敷地内、隣接地での整備が行えるのかなというのがちょっと疑問に思いました。今、武蔵野市の中では、小学校も中学校も児童生徒が微増、少しずつ増えていっている。そして、学童を利用する子どもたち、あそべえを利用する子どもたちも増えていっているのです、それに耐えられる学校施設、空いた教室があるのかなと思います。

それと、38 ページの（４）で学校改築の話が出ております。長期だと 10 年間、2029 年までに恐らく学校を建て直さなければいけないプランが出てくるとは思いますが、それを上手に組み合わせて、子どもたちが学童クラブとあそべえとで楽しく無事に遊べる場所がきちんとできるのかなということをお聞かせいただきたいです。

**【副会長】**

2 点ございましたが、事務局、お願いします。

**【児童青少年課長】**

15 カ所ということですが、3 カ所の民間学童クラブを含めた数字になっております。

児童増に伴う対策でございますけれども、学校によって異なるんですが、クラス（※）が足りなくなった場合は、基本的には学校の敷地内に増設をしていくという計画で今進んでおまして、具体的には第一小学校が今設計で、来年工事を行うような状況になっております。幾つかそういった学校がございます。※支援の単位のこと。各学童クラブはそれを構成するおおむね 35～45 人を 1 つの単位とし、育成を行っています。

学校の改修については別途お答えします。

**【教育企画課長】**

今、学校改築のためのプランニングを進めているところです。それは本年度策定する予定でございますが、その中でも、学童、あそべえについては、学校内、敷地内に入れていくという方向は変えてはお

りません。今、児童増で厳しい部分もあるといった課題は認識しておりますので、改築する際には、地下活用であったり、高度利用であったり、ある程度選択肢を広げていけば何とか対応はできると思います。

#### 【委員】

関連で恐れ入ります。今の学童クラブの箇所です。まず、低学年児童の待機児童を出さないという基本方針、まさにこれは学童協としてもお願いをしていることなので、これを引き続き実施いただけるということで、大変強くありがたく思っております。

あと、記載になっている4年生以上の受け入れについて、学校の長期休業中ということで、特に問題になるのは春休みで、3年生から4年生に上がった瞬間に、4月1日に行き場所がないという問題がありましたので、そこを段階的に解決していくことにも賛同できるかなと思っております。

一方で、4年生以上の受け入れについて、例えば全国の学童協の調査を見ると、4年生から6年生の受け入れの割合は過去3年間ぐらいで見ると増えているんですね。全部の学童数が増えているにもかかわらず、4年生から6年生を受け入れる割合もふえているんです。つまり、4年生以上の高学年の受け入れニーズはやっぱり一定数あるんですね。33ページの(2)に書いてある「それぞれの環境に応じたきめ細やかな子ども・子育て家庭への支援」のところを踏まえて考えれば、原則的に3年生までということでもいいのかもしいかなもしれないですけども、4年生以降に関しても特別な場合は受け入れるというような、少しはみ出すところを許容するような柔軟さがあつたらいいかなと感じました。

今のは要望ですけども、続けて、書きぶりの問題です。「学童クラブについては、質の向上を推進するとともに」と書いてありますけれども、先ほどの効果検証のところ、アンケートを評価指標に使ったけれども、評価指標としてそれが全てではないということをおっしゃられました。実際にアンケートはそうだと思うんですけども、評価指標をつくっておきながら、これで評価できないと言っているのは意味がわかりません。きちんとした評価指標をつくって、きちんとした検証ができるようにすべきということで考えると、「質の向上を推進する」というのは、何の質かわかりません。なので、ここは、例えば「保育の質」ということにして、その保育の質を検証できる仕組みをつくって検証する。それを次回以降の子どもプランに反映するということをしていかないと、何をやっているのかわからなくなるのかなと感じました。

もう1つ、これも書きぶりですけども、34ページの「地域子ども館事業の充実」の最初の文章です。「すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう」と書いてあるんですけども、この「体験・活動ができるよう」というのは、ビジョンを掲げている長期プランの中では、少しレベルが違うんじゃないか。つまり、これは方法論だと思うのですが、ここは目的を書くべき

です。「健やかな成長が育まれるように」とかにして、それからブレイクダウンしてくる子どもプランのほうに方法論が反映できればいいんじゃないか、そんなふうに感じました。

**【副会長】**

大きく3点あったかと思うんですけども、事務局、何かございますか。

**【子ども家庭部長】**

まず1点目の、4年生以上のニーズについては、確かにニーズはあるだろうというふうには思っているんですが、先ほどの学校施設のキャパの問題もありますし、武蔵野市としては、あそべえがあることが特徴的な事項となっていますので、当面は3年生までの待機児童を出さないというのを最優先にしながら、4年生は長期休業中についてまず検討させていただいて、その後、学校との話し合いにもよりまずけれども、4年生が受け入れられるかどうかを考えていきたいという流れになります。

質の向上については、確かにおっしゃるとおりで、質というのは何かというと、具体的に言うと人員配置だったり、設備、環境だったり、アクティビティなどのプログラムだったり、いろいろなことがあると思うので、具体的なことについてこれをしますと書ければ一番いいのですが、長期計画はざっくり書くものなので、今後の子どもプランの中で今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

最後のところがちょっとよくわからなかったんですが、具体的にどういうふうに記載するといいということなんでしょうか。もう一度いただけるとありがたいと思います。

**【委員】**

「多様な体験・活動を通じ健やかな成長ができるよう」、なんていうふうに書くと、目的が入っていないかなと思います。

**【子ども家庭部長】**

わかりました。ご意見として第六期長期計画の委員会のほうに上げるかは、また事務局で話したいと思います。

**【副会長】**

それでは、ほかの委員から、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【委員】**

38 ページの(3)「学校と地域との協働体制の充実」のところです。ほかのところはたくさんいろいろなことを考えていただいて、「推進する」とか「強化する」とか「進める」という言葉がたくさんあると思うんですが、ここについては「検討を行う」という、ちょっともやっとした感じですが。中でも、「教育活動を支える地域コーディネーターやPTA等については、負担を軽減し、持続可能な活動とするため……検討を行う」という形で、地域コーディネーターにしてもPTAにしても、小学校12校、

中学校6校の18校でそれぞれに学校が違ったり地域のカラーが違ったりして、確かに負担は大変です。PTAについては、最近負担を軽減しているという動きが確かにありますが、この「軽減」というのも、どこから誰が見た軽減なのか。

私たちは、PTA連絡協議会の中でPTAを実際にやっている組織となっていて、軽減をするようにいろんな努力をしていますが、ここでは、軽減して持続可能な活動とするためにいろいろなことを検討を行うとなっていますが、どういう検討を行っていただくのか。また、今後私たちが活動をしていく中において、市の計画として軽減ができるのかどうか。ビジョンをお聞かせいただけたらと思います。

#### 【教育部長】

負担を軽減をするというのが、制度として軽減をきちっと決めるという話ではなくて、今、委員がおっしゃいましたけれども、武蔵野市の狭い市域であっても、地域によって、学校によってやり方が違うというお話も伺っていますので、各地域に合ったやり方があるのか、全体で統一するのも含めて、地域全体で支えることによって、PTAだけが背負うとか、地域コーディネーターが1人だけで背負うという形ではない、もう少し全体で学校を支えていくような形がとれないかということについてまずは検討したい。第六期長期計画上は検討になっておりますけれども、当然早くいい検討結果が得られれば、すぐに実行していきたいと考えているところでございます。

#### 【副会長】

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

#### 【委員】

33ページの(3)「児童虐待の未然防止と対応力の強化」で「児童虐待・養育困難家庭に対する支援について」とあるんですが、まず、その家庭がそういう家庭だと気がつくのが難しいんじゃないかと思っているんです。その辺はどうやって気づく手段を考えていらっしゃるのかなということを伺いたい。

37ページから38ページにかけての不登校対策のところ、38ページに「チャレンジルームの拡充やフリースクールとの連携強化」とあります。フリースクールに行っている方ならまだいいのかもしれないですけども、義務教育だったら無料で行けるんですが、フリースクールは、結局、現状だと有料ですよ。ということは、困難な家庭だとフリースクールすら行けないということになっているような気がするんですが、これに対する支援、例えば金銭的な支援とかいうことは検討の俎上に上がっているのでしょうか。

#### 【子ども家庭支援センター所長】

児童虐待・養育困難家庭をどうやってこちらで把握しているかということですが、市では、子育て支



援ネットワークということで、いろいろな関係機関、幼稚園であったり、保育園であったり、子育て施設であったり、それぞれ市役所のいろいろな機関であったりというところでネットワークを構築しています。そのいろいろなチャンネルを通じて、このご家庭がちょっと心配だとか、例えば、今は生まれる前からの支援ということで、母子手帳の交付時に保健師が面接をしてお話を伺っていく中で、このご家庭は支援が必要だろうという場合には出産前から支援をしていくなど、早い段階から支援につなげています。いろいろなチャンネルを通じながら把握に努めているところです。

#### 【教育部長】

フリースクールとの連携に関してでございます。フリースクールに多額の費用がかかるというお話はいろいろ伺っております。まずは、今、多様な学びの場のあり方に関しての検討委員会を設置いたしまして、今後どのような形をとっていったらいいのかというところにフリースクールの関係の方にも入っていただいて検討を開始したところでございます。

今、チャレンジルームが1つありますけれども、学校には行けないけれどもチャレンジルームには来られる、でもチャレンジルームにも行けないというお子さんもいらっしゃいますので、それこそ多様な、その子に合った学びの場がないと家に引きこもってしまうという形になりかねませんので、そういうことがないように、いろいろな場を用意する、例えば、もう1つ別のタイプのチャレンジルームを設置することも含めて、多様な学びの場の検討委員会で検討しているところでございます。

#### 【委員】

気づくほうですけれども、子育て支援ネットワークとかいろいろなネットワークを通じてということだったんですが、私の狭い知識だと、よく事件になるのは、健診にも来ない、保育園にも行っていない、どこにも行っていない、家から出ないみたいな人で、そういう人だと気がつくんでしょうか。そもそも健診に来ない人をトリガーに訪問するとか、そういうアプローチをとるといったことなんでしょうか。でも、ニュースによくあるのは、とろうとはしているけれども、結局拒否されているので、その辺が既存のネットワークで気がつくか、うまくいくのかなということを疑問に思いました。

あと、フリースクールの有料のことについては今検討を開始したということで、特に金銭面でどうのということまで具体的に踏み込んだことまでにはまだなっていないという理解でよろしかったでしょうか。

#### 【子ども家庭支援センター所長】

健診にいらっしゃらないご家庭については、例えば所属がある、どこかの保育園に行かれているということでしたら、そちらの保育園に行っているということで、そこで見守ります。ただ、保育園にも行っていない、健診にも来ないというお家については、あとはどこか医療機関にかかっているか、かかっ

ていればそちらのほうに確認をする。そういうところもなければ、保健師のほうでご家庭に訪問したり、お電話をしたり、お手紙を出したりというところで、何とかそのお子さんがどういう状態で今育っているのか、何かお困りの点はないかというところをつなげるということはしています。

#### 【子ども家庭部長】

3カ月健診や1歳6カ月健診に来なかった方に対しては、電話をかけて状況確認をしています。また、他の区市の例を見ていると、転入してこられるケースでそういう課題を抱えている方のケースがございますので、そのあたりは武蔵野市としても課題だなと思っていますので、そのあたりを見逃さないような取り組みは必要だと思っています。

#### 【子ども家庭支援センター所長】

転入してきた方についても、前住地で健診を受けていないとか、こちらに来てから誰も確認ができないということがないように、そこは健康課と子ども家庭支援センターで情報を共有しながら、お子さんがどういう状態でいらっしゃるのか、福祉サービスを何も使っていないのか、なるべく確認をするようにしています。全員を拾うというのはなかなか難しいところですが、そこについては、さらに今年から、幼稚園にも行っていない、保育園にも行っていない、お医者さんにもかかっていないような方については自宅を訪問することも検討しております。

#### 【教育部長】

フリースクールの費用負担に関してですけれども、フリースクールにもさまざまなフリースクールがあるのかなと考えております。その中で、特に何も規定がないものに対して行政がどういう基準で費用負担をしていけるのか。希望すればそこに行ける、そこに行けば費用負担がもらえるというような形になってしまいますので、その辺を整理をしていく。フリースクールがもう少し制度的に認められるようになることが必要なのか。その辺も課題だとは認識しておりますが、今すぐ費用負担について行えるかという、難しいかと思えます。

#### 【副会長】

ほかの委員から何かご意見はございますでしょうか。

#### 【委員】

36 ページの(3)「子ども・子育てを支える地域の担い手の育成」に、青少年問題協議会地区委員会が名指しされていて、ここの「活動への支援を充実し」と。これだけ読むと、青少協の与えられた任務が「子ども・子育てを支える地域の担い手の育成」なのかという印象がちょっとございます。実際、このページの下(2)「青少年健全育成事業の充実」のところでは青少協はかなりかかわっていて、特にむさしのジャンボリー事業は青少協がやっていることですので、この文章だと、青少協の地区委員

会に期待されていることが変わっちゃったような印象があるのですが、そのあたりの書き方とか、「活動への支援を充実」というのは、どういうふうに充実していこうと考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

**【副会長】**

ただいまのはご質問だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【子ども家庭部長】**

まず、青少協に期待すること自体が変わったわけではございません。今までどおりジャンボリー事業は青少協で担っていただいていると認識をしております。

なぜ、あえて地域の担い手の育成のところに入れたかという、青少協の会議等でも、これは青少協に限らず、日赤奉仕団も民生委員もそうかと思うんですが、どこの団体でも担い手の育成が課題として挙げられておりますので、保育人材とあわせて地域の担い手の育成について項目を設けて記載をしたところでは。

青少協を名指しでと言われましたけれども、青少協って何だかわからないという声も聞いておりますので、そのあたりも含めて青少協のPRなどもしていく必要があるのではないかと考えております。

「活動への支援」というのは、これはストレートにお金の支援ということではなく、さまざまな形の支援ということですが、具体的に今の段階でこれというのがあるわけではないので、活動PRは今年もずっと言っていることですが、それはまた意見交換させていただいて、第五次子どもプランに何と載せるか、具体的に載せるかどうかはまた話し合いをさせていただきたいと思います。

**【副会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

今、委員がおっしゃったみたいな 36 ページの青少協の問題だったり、また 38 ページの「学校と地域との協働体制の充実」にもかかわってくると思うんですが、この第五次子どもプランというものができて、これからより具体的なものがどんどん出てくるということで、これは方向性としてはすばらしいと僕は思うんですが、やはり、どこも担い手がどんどんいなくなっているところが結構重要だと思っております。青少協なども今担い手がいませんし、探すのも大変ということだと思います。

先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、検討を行うということですが、僕自身がわかるような状況から考えると、結構踏み込んだ政策を考えないと将来的にまずい状況、どんどん崖っ縁に来ているような気が本当にしております。例えば、1つとしては、中学生が今サブリーダーで青少協でやったりしておりますし、ジャンボリーなどでも、人手が足りなくなったらサブリーダーとか、高校生がよ

り責任を持ってやるように今年度からなつたのでしたか、関前などはそうなっていて、中学生、高校生、卒業した人たちを活用するという事もあると思います。

それと、「学校と地域との協働体制の充実」のところ、「学校運営における学校、保護者、地域住民の連携」と書いてありますけれども、運営のところにも踏み込むことも1つあるのかなと思います。それはコミュニティスクールとかいうことかもしれないですが、例えば、先生方の負担を減らすということになると、常に先生方がいらっしゃらないと何かできないということではなくて、地域にもうちょっと開かれた学校づくりだったりするかもしれません。難しいところがあると思いますが、地域が運営に責任を持ってイベントなり何かをやることも必要かと思います。

また、地域が、学校ごとの地域になっているんですけども、防災はまた違っていて、地域が学校ごとじゃないところも武蔵野市はあると思うんです。縦だけじゃなくて横のつながりが割と出てきていて、地域コーディネーターの人数をふやすことだけでなく、例えば、千川小学校と関前南小学校は、同じまちの隣だったりして、同じことをやったりするものですから、ほかの地域のつながりとか横のつながりという視点も1つ必要かと思います。ただ、その辺は、できれば行政側でそういう場を設けていただくようなチャンスがあると何か生まれてくるのかなと思いました。

#### 【教育部長】

学校の運営のほう、38ページの(3)の前半部分については、一般的に言えばコミュニティスクールに類する記述にしているつもりで、3行目に「より主体的に協議できる」と、ある意味責任も持っていて、学校経営に主体的に参加をしていただくような形をとらないと、今、校長先生がただ意見だけを聞いて、はいはいという状況では、これからはやっていけなくなるだろうなという認識は持っておりますので、それがどういう形でできるのか。一般的に言われているコミュニティスクールそのものでいいのか、武蔵野市らしいやり方があるのか、その辺の検討をしていきたいと思います。

#### 【副会長】

いろいろご意見をいただいているんですけども、時間の関係もありまして、まだご発言、ご意見のある委員は挙手いただけますでしょうか。よろしいですか。

かなり多様なご意見を頂戴いたしましたけれども、きょういただいた意見は今後どういうふうに取り扱うことになるのか、ご説明いただけますか。

#### 【子ども政策課長】

本日皆様からいただいたご意見につきましては、基本的には第五次子どもプランに生かしてまいります。本日のこのご意見を受けて、第六期長期計画の本文にもし修正が必要と思われる箇所につきましては、事務局のほうで第六期長期計画の策定委員会に対しその旨を伝えさせていただきます。

#### 4 報告事項

- (1) 子ども・子育て応援券事業について
- (2) 武蔵野市子どもの相談・支援情報リーフレットについて
- (3) 保育施設の整備状況について

#### 【会長】

では、ここでバトンタッチをいたしまして、引き続き報告事項へ移らせていただきたいと思います。  
事務局のほうから報告事項をご説明いただければと思います。

#### 【子ども政策課長】

まず、報告事項(1)、(2)につきまして子ども政策課から、報告事項(3)につきましては子ども育成課からご報告いたします。

まず、資料5をご覧ください。子ども・子育て応援券事業についてでございます。

1「事業の概要」です。妊娠届出時に保健師等の専門職による妊婦面接を受けた妊婦に対して、商業施設・店舗等で利用可能な子ども・子育て応援券1万円分を配布する。応援券は、株式会社トイカードで発行する「こども商品券」を使います。

「事業の目的」につきましてはこちらに書いてあるとおりです。(1)全ての妊婦に対し面接を行うことによる、出産・育児への不安軽減及び孤立防止。(2)応援券の活用による市内商業の活性化及びまちぐるみで子育てを応援する気運の醸成となっております。

3「応援券の配布対象」でございますが、4月1日以降に母子手帳を受け取って、妊娠中に健康課で「ゆりかごむさしの面接(妊婦面接)」を受けた方に配布します。

そして、「応援券の配布時期」です。もう既に7月になっていきますので、面接時に手渡しでお渡ししているところですが、4月1日から6月までに面接を受けてくださった方は、まだそのときに配布は始まっておりませんので、書留で郵送するとなっております。

5「応援券を利用できる市内の加盟店」です。6月11日現在で30の店舗・施設が加盟してございます。詳細につきましては裏面のとおりでございます。また、こちらの応援券は、全国約5500の加盟店で利用可能な共通ギフト券となっております。

6「こども商品券のイメージ図」につきましては、こちらに記載のとおりでございます。有効期限は発行より5年間となっております。こちらの加盟店のマーク、ステッカーが目印となっております。市では、500円のこども商品券を20枚1セットで1万円配布してございます。

参考までに、この7月は「子ども・子育て応援月間」としまして、この子ども・子育て応援券事業がスタートするとともに、健康課でやっております産後ケア事業も始まりました。また、7月に子育て講演会も実施しますし、先日、ゆりかごむさしのフェスティバルも行いました。さまざまな施策をスタートしたり、事業を実施しているところです。今、市内3駅のロータリーに、子ども・子育てを応援するまち武蔵野という横断幕を掲示させていただいていますので、ぜひご覧いただければと思います。

資料5に関しては以上でございます。

続きまして、「武蔵野市子どもの相談・支援情報」のリーフレット、資料6と7をご覧ください。こちらは、毎年、子ども支援連携会議という、子ども家庭部、教育部、健康福祉部の3部で、子どもの相談・支援情報などを横断的に共有しまして、こういったリーフレットをつくっておりますが、最新版を作成しましたので、お示しいたします。

まず、資料6は、「小学生・中学生の保護者の方へ」ということで、就学援助申請の結果通知に同封してございます。資料7のほうは「高校生の保護者の方へ」ということで、高等学校等就学給付金申請結果通知に同封してございます。

このリーフレットに記載した情報を市報に載せるとともに、新たに市ホームページにも掲載いたしております。また、このリーフレットは市役所の各窓口や、市内の各公共施設でも配布しております。

#### 【保育施設整備担当課長】

続きまして、資料8をご覧ください。

「保育施設の整備状況について」です。本市では、令和2年4月の待機児童の解消を目指して保育所の整備を進めているところでございます。認可保育所の整備については、新規開設と、認証保育所の認可化という二通りのやり方がございます。

まず、認可保育所の新規開設についてご説明いたします。

現在、運営事業者の公募選定が2つ終わってございます。

1つが、吉祥寺南町3丁目の市有地における保育所の整備でございます。こちらは運営事業者が武蔵野市子ども協会に決まりました。南保育園と同じ通りにある市有地を使って、認可予定定員72名の認可保育所の新規開設を予定しているところでございます。

2つ目は、運営事業者は（仮称）まなびの森保育園武蔵境で、亜細亜大学の近くの境5丁目に新規開設を予定しているところでございます。認可の予定定員は69名でございます。

続きまして、もう1つのほうの認証保育所の認可化です。現在、認証保育所である保育所を認可保育所に移行するというものでございます。1つが、（仮称）吉祥寺東町すみれ保育園（現すみれ保育室）でございます。これは、吉祥寺通りの東町2丁目にある認証保育所を、認可予定定員60名の保育所と

して移行するものでございます。

4ページ目をご覧ください。現在、ピノキオ幼児舎吉祥寺園・吉祥寺第2園を、(仮称)ピノキオ幼児舎吉祥寺保育園本園・分園として認可化を予定しているものでございます。こちらは吉祥寺本町4丁目、五日市街道沿いにある認証保育所の認可化を行うものでございまして、認可予定定員としては合計78名を予定しているものでございます。

#### 【会長】

ここまでのご報告で、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【委員】

資料5の「子ども・子育て応援券事業について」で、配布期が決まっていますけれども、これは今後ずっと続けていく事業なのですか。それとも単発の事業なんでしょうか。

それと、この「こども商品券」がまち中で換金されているという実情があるので、もし、子ども・子育て応援という意味の事業で長期に続けていくのであったら、隣の杉並区は、杉並区でつくった、一般換金のできない、区内で利用できるサービス券がありますので、単発でしたらこれでもしようがないのかもしれないけれども、長期でこういう券の発行をすることを考えていたら、ぜひ武蔵野市内で使える、または関連企業などで使えるような子育て応援券があると、先々ずっといいかなと思いました。お願いします。

#### 【子ども政策課長】

2点、質問いただきました。

まず、今後やっていくのかというところですが、都の「ゆりかご・とうきょう事業」という事業がありまして、都から10分の10の補助金がもらえる事業であります。ただ、東京都は一応この補助事業を今年度まで、平成27年度から令和元年度までと想定しているんですが、都内で41の自治体がこの事業を導入していて、今、市長会等を通じてその制度の継続を呼びかけたところです。10分の10が引き続き継続になるかどうかはちょっと不透明でありますけれども、そういった状況でございますので、市としても単発ではなく、せっかく導入しましたので、続けていきたいと考えております。

また、杉並区のお話をいただきました。これを設計する際に、こちらのほうでもやはりかなり検討したんですが、1つ大きなところで、これはあくまで妊婦の面接時に1万円払うところですが、杉並区はこれに上乘せする形で、さらに独自の補助をやられているところがあります。そうすると、予算で言うと例えば5億円以上。職員で言えば担当職員が6名で1つの課ができるという条件もございます。いろいろな状況を鑑みて今こういった形に落ちついているところですが、換金等といった課題につきまして

は、ほかの自治体も「こども商品券」を導入しているところも多くございますので、そういったところと共有しながら、何らかの対策は検討していきたいと思っております。

#### 【会長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き報告のご説明をお願いしたいと思います。

- (4) 新学習指導要領の全面实施に対応する授業時数の確保策について
- (5) 中学校の特別支援教室リーフレットについて

#### 【統括指導主事】

私から、(4)「新学習指導要領の全面实施に対応する授業時数の確保策について」をご説明申し上げます。

資料9の1「現状と課題」をご覧ください。令和2年度から小学校で新学習指導要領が全面实施となります。その中では、小学校第3学年から第6学年の標準授業時数が年間35時間増えることになってございます。また、その翌年度、令和3年度からは、中学校で全面实施となっております。

新しい学習指導要領では、これからの変化の激しい社会の中で、未来を切り開いていける力を一人一人の子どもたちに確実に身につけさせるよう、単に知識を覚えたり技能を身につけたりするという学習の仕方ではなく、自分で課題を見つけ、調べたり話し合ったり体験したりしながら課題解決をしていく主体的、対話的で深い学びを実現させていくことが強く求められてございます。そして、そのような学習を進めるためには、子どもたちが試行錯誤したり、じっくりと話し合ったりする時間的余裕が必要であり、一定程度の時間的ゆとりを持った教育課程を編成していくことが大切であると考えております。

「これまでの検討経過」に入ります。現在、本市の各学校では、振替休業日をとらない土曜授業を年間5日以上行っています。これは、今年度は新学習指導要領の移行措置期間に入りまして、15時間増となったため、振替をとらない土曜授業日を増加させて、その時数の対応を図っているところでございます。

また、それ以外にも、各学校での学校行事を精選したり、学校行事の練習や準備にかかる時間を見直していただいたり、また、個人面談や会議などのための欠時数削減に取り組んでいただいているところでございます。これ以上授業時数を確保していくためには、何か抜本的な方策をとる必要が生じております。



そのような中、これまで時間をかけて校長会ともさまざまな検討をしてみいました。その中で、授業時数を確保していく対応策として出されたものが、(2)に示させていただいた案1～3でございます。こちらについては、校長先生方にお集まりいただきまして、校長懇談会を開催して、各学校の授業時数確保の見通しと対応策についてじっくりと話し合いをいたしました。

まず、時数確保の見通しを確認いたしましたところ、学校によってさまざまばらつきがございまして、何とか確保できそうな学校と、抜本的な対策を講じないと確保が難しい学校があることがわかりました。授業時数を確保できない学校がある状況を看過することはできませんので、抜本的な対策が必要であるということを確認いたしました。その対策として示させていただいているものが案1～3でございます。

その上で、この案についてご意見を伺いましたところ、振替がない土曜授業日をこれ以上ふやすことについては、小学校の校長先生方から否定的な意見が出されました。その理由としましては、振替がない土曜授業を実施した次の月曜日は、子どもも教員も疲れている現状があつて、負担が大きいということ。学校生活のリズムがその週だけ変わるので、特に特別支援学級の子どもたちは順応するのが難しいなどございました。

また、7時間目を設定するためには、その曜日だけ休み時間を短縮したり、掃除をしないことにしたり、下校時間をおくらせたりする必要があるということから、賛成意見は少ないという状況でございました。

一方、中学校の校長先生方からは、授業時数は確保できる見通しであり、小中学校が足並みをそろえなくてもいいのではないかという意見とともに、夏季休業日の始まりをおくらせると、部活動の都大会にぶつかる可能性がある。反対に、夏季休業日の始まりを早くすると、市内中学校体育大会の日程が組めなくなるのではないかという懸念が示されました。

これらの意見をもとに、事務局において検討して、3「授業時数確保策」にございますとおり、小中学校ともに夏季休業日の終わりを授業日とする案を提案させていただいているところでございます。

この案に至った経緯でございますが、まず、1つのご家庭に小学生と中学生がいる場合も多く、学期の区切りは小中学校同一日程であることが望ましいということを考えてところです。また、中学校の校長先生方から懸念として出されていましたが、部活動の都大会と、市内中学校体育大会の日程を確認したところ、確かに夏季休業日の始まりをおくらせると支障を来す場合もありそうですが、市内中学校体育大会については、例年の日程を確認したところ、1～2の種目の日程を少しずらせば実施可能であるということがわかりました。

そして、2学期の始まりを前倒しする上で、何日から2学期の授業を開始するかを検討したところ、土日がどこに入るかで毎年確保できる授業時数が変わってきますので、最小だと3日間確保できる8月

27日から2学期とする案で提案をさせていただいたところです。

こちらの実施時期については、来年度の令和2年度から実施をさせていただく予定でございます。

「今後の予定」のところに書かせていただいておりますが、7月3日に行われました教育委員会定例会において武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の改正案を提出をさせていただいて、議決をいただいたところでございます。

この後につきましては、保護者通知文を近々に発出をさせていただきまして、各学校にはもう既にお話をいただいているところもあると聞いてございますが、これから実施される保護者会等でご説明をしていただく予定でございます。

また、市報や「きょういく武蔵野」などを使いまして市民の方にも広く周知をしていく予定でございます。

説明は以上でございます。

#### 【教育企画課長】

引き続き資料10をご覧ください。私から、中学校の特別支援教室についてご説明いたします。

お手元のリーフレットは、今年の5月に作成されたものでございます。中学校の通級指導学級は二中にありますけれども、こぶし学級と呼ばれている学級が、来年4月からは特別支援教室に変わります。名前が変わるだけではなくて、仕組みが大きく変わってまいります。これまでは、こぶし学級のあるところに生徒が通っていたのが、これからは各中学校に置かれた特別支援教室に先生が通う形になります。既に小学校12校については、おとし、こういった特別支援教室が置かれておりますので、来年4月に中学校6校に特別支援教室が置かれることで、全校に設置が完了することになります。

簡単ではありますが、以上になります。

#### 【会長】

ただいまの2つの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本当に時代に応じていろいろな変化が出てくるところかと思えますけれども、また学校のあり方も少しずつこうして変わっていくんだなど、改めて聞かせていただいております。

それでは、全体を通しまして、何か委員の皆様方からご質問やご意見がございましたら、いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### 【副会長】

さっきの第六期長期計画のところ、1つ質問させていただいてもいいですか。

国の施策と関わることですけれども、計画案の17ページ、一番下に「外国人人材受け入れ制度の拡

大・在住外国人の増加」というトピックがあります。この先、外国から来て日本で働く方増えると、その家族が増えるということになり、すなわち、小中学校に日本語ができない子どもが入ってくるケースが増えるということになるような気がするんですけども、これは家族帯同は一切許されないんですか。ちょっとそこはわからないのですが、もし家族帯同で来るということが普通に起こり得るのであれば、今後 10 年を考えたときに、武蔵野市の小中学校でも日本語を第一言語にしない子どもたちへの教育をどうするかというのが恐らく大きな課題として出てくると思うんですけども、そういう論点は今回一切出てきていないのでしょうか。

その前提として、現在、市内の小中学校で日本語を第一言語にしない児童生徒はどのぐらいいるのか、もしわかったらお聞かせいただけますでしょうか。

**【教育部長】**

今、数値は持ち合わせがないんですけども、外国人の増加ほど子どもたちが増えているわけではありませんが、ただ、増えていることは間違いありません。

本市の場合、帰国・外国人相談室がございますので、まずは一定の期間日本語指導をしまして、子どもたちの適応力は意外と早くて、かなりそれで適用できているという状況がございます。

ただ、今ちょっと課題としてあるのは、英語であるとか中国語であるとか韓国語であれば一定の対応ができるんですが、かなり少数の言語の方、あまり身近でない言語の外国人の方に対しては、少数の言語の方もいらっしゃるものですから、翻訳ソフトなど、専用のアプリケーションなどを使って対応していかなければいけないといったような課題はございます。

**【副会長】**

その場合、今後、そういった子どもたちの数の増加というのは見込まれていないのでしょうか。そして、さらに言えば、第六期長期計画にそういう事態に対する対策みたいなことは一切書き込まれないということでもいいのか。今後 10 年で状況がかなり変わる可能性があるんじゃないかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

**【教育部長】**

他市、他区の地域では、クラスの 1 割以上が外国人で占めるという状況が発生している地域もございますので、武蔵野市で絶対はないというわけではございませんが、これからもやはり徐々に増えてはくるだろう。それについては、本市の場合には帰国・外国人相談室の体制強化等で当面は一定の対応が可能かと考えておりますけれども、長期的な視点は課題として考えておく必要はあるかと思えます。

**【委員】**

そのことに関連してなんですけど、私は、今、小学校に入ってお手伝いをしていますけれども、子ども

たち、保護者を見ていると、やはり外国人の数が増えてきたなというところがあります。子どもたちは日本語で授業を受けていますので、日本語がどんどん上手になってくる、適応の力があるのかなと思いますが、保護者に関してかなり大変なものがあります。実際に、まだ中学校はそうでもないんですが、小学校では長期の泊まりの授業の日光移動教室やセカンドスクールがあったり、特に今ジャンボリーもそうですが、子どもたちは周りの大人が支えますが、その保護者に荷物の説明をするのが今私たちには困難になっています。

実際に私はジャンボリー事業にも関わっていて、今年帰国の方が2名、韓国の方が1名、指導者として行ってくれる方がいらっしゃるんですけども、まず、私たちが作ったしおりの読み取りができない。会話はボディランゲージや物を見せたりすることでどうにかなるんですけども、子どもたちは対応しますが、PTA活動の中で言語が多様化してしまうと、保護者がなかなか大変です。フランスの方で、すごくPTA活動に協力してくださる方もいるんですね。大変だったらやりますよと言ってくださるんですけども、言葉がしゃべれても、メモとかは全部フランス語で、私たちもそれに対応しきれないので、好意になかなか応えられないという面もありまして、保護者に対して日本語をどこまで伝えられるか。私たちも変わっていかなくちゃいけないのかなと思います、私たち保護者同士のツールとして、地域のツールとして使えるアプリケーションがあったら、保護者としても地域としても対応できるようにしていきたいので、ぜひそこは教えていただきたいです。

#### 【教育部長】

そのアプリケーションソフト自体は無料のソフトのようなので、こちらとしては、機材のほう、タブレットなどの準備をする必要があるという検討はしているところですが、そのアプリケーションが何に入れられるのかとか、個別にまたお知らせしたいと思います。

#### 【委員】

お願いします。

#### 【会長】

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

## 5 その他

#### 【会長】

そろそろ終了予定時刻に近づいてきてございますが、「その他」に移らせていただきたいと思います。では、事務局からお願いいたします。

## 【子ども政策課長】

事務局から3点ほど連絡事項をお伝えします。

まず、第1点目。議事要録についてでございます。議事要録ができ次第、皆様にeメールかファクスでお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自分の発言のところなどで修正すべきところがあれば、事務局までeメールかファクスで連絡していただき、修正した後に市のホームページで公表いたします。

次に、2点目でございます。委員報酬についてでございます。会議の報酬としましては、1万2000円から源泉徴収した上でご指定の口座に振り込ませていただきます。

続いて、3点目ですが、事務局から委員の皆様の委嘱期間につきましてお願いを申し上げます。委員の皆様の現在の委嘱期間につきましては、令和元年7月26日までとなっておりますが、現在、第五次子どもプランの策定期間中ですので、任期を1年間延長させていただきたいという旨のお話を前回の協議会にてお願いしたところでございます。

ただ、お手元に配付しております資料11の武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例第5条に、委員の任期については2年とする旨の規定があるため、皆様の次期委嘱期間につきましては、令和元年7月27日から令和3年7月26日までの2年間とさせていただきたく、お願い申し上げます。

ただし、当初の予定どおり任期の延長は1年までと希望される方につきましては、本年度末に辞任届をご提出いただくことで辞任することが可能でございます。辞任の手続につきましては、本年度最終回の2月10日の協議会の場で改めてご案内いたします。なお、令和元年7月27日から令和3年7月26日までの委員就任承諾書を現在スタッフが配付させていただいております。恐れ入りますが、ご署名をお願いいたします。

また、2枚目の連絡先及び口座振込先につきましては、変更がある方は変更箇所をご記入ください。変更がない方も、お手数ですが、変更なしにチェックを入れていただき、お帰りの際に2枚一緒に事務局スタッフまでご提出ください。

次の委嘱状につきましては、次回8月27日の本協議会において皆様にお渡しいたします。

最後に、この会議に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども政策課までお問い合わせください。

## 【会長】

では、そのほか何もございませんようでしたら、これで第1回武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上